

# 業務指示書

## アルメニア国地すべり災害管理対策プロジェクト

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2014年5月29日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第一課 高橋 由徳 Takahashi.Yoshinori@jica.go.jp

質問に対する回答：2014年6月3日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

#### 1 共同企業体の結成の可否

( ) 認めません。

(○) 認めます。

( ) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 二者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

#### 2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで補強を認めます。

【業務主任(総括)について】

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

( ) 業務主任者(総括)について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

( ) 次の団員については補強を認めません。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

### 3 外国籍人材の活用

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

## 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：地すべり対策に係る各種業務

### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、40 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。  
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括/地すべり対策）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：地すべり対策に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域（アルメニア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 地すべり調査・解析・モニタリング】

- 1) 類似業務の経験：地すべり調査に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域（アルメニア 及び全途上国）での業務の経験
- 3) 語学力（語学評価せず）
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 第6 プロポーザルの提出手続き等

### 1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2014年6月13日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写5部  
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

### 2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含まず。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

## 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- (○) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- (○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。  
安定解析ソフト、モニタリング機材、ポーリング機材
- ( ) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。  
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。  
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- ( ) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。  
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。  
(AMD1 = 0.25 円, US\$1 = 102.58 円, EUR1 = 142.01 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) プレゼンテーションは実施しません。
- (○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
- ( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
- (○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。  
なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。
- (1) 実施時期: 6月19日(木) 13:30 ~  
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)
- (2) 実施場所: 独立行政法人国際協力機構 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

(○) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

条件等は、以下のとおりです。

- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
- b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
- c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

#### (1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/地すべり対策

地すべり調査・解析・モニタリング

#### (2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

43.00 M/M

### 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2014年6月30日(月)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

### 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価  
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

### 第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html))

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>規程」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。
- ( ) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご注意ください。

以上



プロポーザル評価表  
アルメニア国地すべり災害管理対策プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/地すべり対策	(32.00)	(13.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	1.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	3.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	( - )	(13.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	( 8.00)	(14.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	8.00	8.00
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 地すべり調査・解析・モニタリング	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	14.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	

## 第2 業務の目的、内容に関する事項

### 1. 業務の背景

アルメニア国は地震帯に位置する山岳国で、地すべり、地震、洪水、気象災害（雹、暴風等）等の災害多発地域である。

中でも地すべりは、国民生活、経済への被害は、既往被害額 21,060 百万 AMD (1ADM=約 0.23 円)、想定被害額 26,415 百万 AMD とされ、2012 年国家予算 9,116 億 AMD に対して、それぞれ 2.3%、2.9% と大きな額を占めている。

開発調査「地すべり災害対策・管理計画調査 (2004~2006 年)」の結果では、全国に 2,504 カ所 (小規模を含めると 530,000 カ所 (国土面積の 8%)) の地すべり危険箇所が把握され、リスク地域の居住者は、全人口の 15% (約 47 万人) を占める。地すべりのリスクが極めて高い地域は、住宅がコミュニティ 233 か所 (全体の 24%)、道路延べ 240km (全体の 3.2%)、鉄道延べ 4.8km (全体の 0.5%) となる。2011 年には北部都市イジェバン方面に向かう国道で大規模地すべりが発生し、死者が出た他、国境道路の封鎖により経済被害も発生している。

アルメニア国政府は、防災分野の体制強化を図っており、国家災害委員会 (National Disaster Committee) を設置し、中央省庁が共同で緊急対応を行う体制を整えた他、2012 年に National Platform (日本の中央防災会議に相当する機能) を設置し、非常事態省非常事態省 (Ministry of Emergency Situations (MES)) を中心とした関係省庁、国際援助機関、NGO との連携体制を確立した。また、防災基金 (DRRNP Fund : Fund for Disaster Risk Reduction National Platform) を設置した。また、地すべりに関しては、地すべり行政の基本方針として、2007 年に「Concept of Landslide Disaster Management」(地すべり災害対策コンセプト) を策定しているが、同コンセプトで規定されている地すべり対策の実施体制が整っておらず、地すべりのリスク、緊急性、重大性に応じた体系的な対策が十分に実施されるに至っていない。

以上の背景に基づき、アルメニア国政府は地すべりに関する法制度・国家計画の整備、人材育成、地すべり危険地における土地利用、啓発、及び技術的な対策・対応による地すべり地の安定確保を目的とする技術協力を我が国に要請した。

要請を受け、JICA は 2013 年度に詳細計画策定調査を実施、2014 年 2 月に R/D を締結、2015 年度から案件開始予定となっている。

### 2. プロジェクトの概要

#### (1) プロジェクト名

地すべり災害対策プロジェクト

#### (2) 上位目標 :

アルメニア国において、地すべり災害リスクに係わる調査・評価結果を踏まえて、地すべり災害総合管理計画が作成され、適切な対策が実施され、地すべり被害が軽減する。

#### (3) プロジェクト目標 :

地すべり災害管理ワーキンググループ(WG)の地すべり災害対策管理能力が向上する。

#### (4) 期待される成果 :

- ① WG メンバーが地すべり災害管理に係わる一連の行政業務を行うために必要な調査・評価 (安定解析)、設計、発注、実施管理に係わる技術・能力を習得する。
- ② アルメニア国地すべり災害総合管理計画が策定され、地すべり災害管理を行うためのガイドライン (調査・評価・設計・発注・実施管理) 及び対策

実施に係わる法令/省令が整備される。

- ③ アルメニア国地すべり災害対策コンセプトに従い、担当省庁において地すべり災害に係わるモニタリング・事前対策・応急対策・恒久対策の実施体制が整備される。

#### (5) 活動の概要

- ① WG が地すべり災害管理に係わる一連の行政業務を行うために必要な技術・能力を習得し、地すべり災害リスク軽減のための提言を行う。
  - ア) 既往の地すべり分布図・地すべり台帳・対策優先順位を更新する。
  - イ) WG において、地すべり災害管理行政業務を行うために必要な調査・評価（安定解析）、設計、発注、実施管理に係わる技術・能力を習得するためのセミナー・ワークショップ・協働作業・実地講習を行う。
  - ウ) 上記で抽出された課題の克服のための対応策を策定し、その実施のための必要事項を提言としてまとめ、非常事態省大臣に提出する
- ② WG がアルメニア国地すべり災害総合管理計画を策定し、地すべり災害管理を行うためのガイドライン（調査・評価・設計・発注・実施管理）を整備するとともに、対策実施に係わる法令の整備のための支援を行う。
  - ア) WG が、モニタリング・事前対策・応急対策・恒久対策を網羅するアルメニア国地すべり災害総合管理計画を策定する。
  - イ) WG が地すべり災害管理を行うためのガイドラインを作成する。
  - ウ) 関係省庁でのガイドラインの活用を促進するため、WG の上記の項目の担当者の主導によって、説明会・講習会・実施指導を行う。
  - エ) 対策実施に係わる法令の整備を支援する。
- ③ アルメニア国地すべり災害対策コンセプト（戦略）に従い、主管省庁・担当省庁において地すべり災害に係わるモニタリング・事前対策・応急対策・恒久対策の実施体制が整備される。
  - ア) 地すべり対策モニタリング・横ポーリングの事業評価と計画・準備
  - イ) 地すべりモニタリングシステム（住民組織の協力を得た非常事態省による監視通報システムと危機管理センターからのリアルタイム・システム、各2システム）が導入・運営される。
  - ウ) 非常事態省救助庁レスキュー隊が供与された排水ポーリングの施工技術を習得し、実施・維持管理を行う。

#### (6) 関係官庁・機関

非常事態省救助庁 (Rescue Service (RS), Ministry of Emergency Situations (MES))

### 3. 業務の目的

「地すべり災害対策プロジェクト」に関し、当該プロジェクトに係る R/D に基づき活動を実施することにより、期待される成果を発現し、地すべり災害管理ワーキンググループの地すべり災害対策管理能力を向上させる。

### 4. 業務の範囲

本業務は、2014 年 3 月 27 日に署名・交換された「地すべり災害対策プロジェクト」の R/D に基づき実施するものであり、コンサルタントは、「2. (1) プロジェクトの目的」を達成するために「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

### 5. 実施方針及び留意事項

#### (1) 既存調査等の情報の活用

アルメニアにおいては、開発調査「地すべり災害対策・管理計画調査」(2004～2006年)で、全国の地すべり箇所を特定し、地すべり対策・管理マスタープランを策定した。また、2006年には草の根無償資金協力により、開発調査で特定した2か所の対策工事を実施した。

業務実施に当たり、上記案件を含めた我が国及び他ドナーの既存調査・支援の報告書を参照すること。

#### (2) 地すべり災害管理ワーキンググループ (WG)

MESは、2013年10月に地すべり災害対策コンセプトに基づきRS長官を長とする省庁横断的なワーキンググループ(WG)を設置した。WGは非常事態大臣の指示の下で地すべりに関する災害管理を実施することとなることから、本プロジェクトの対象者もWGとなる。

#### (3) 対策工の種類

地すべり対策工の予算が限られていること、人口密度が高い地域が少ないことから、予算規模が大きい抑止工(杭工、シャフト工、アンカー工等)による対策ではなく、抑制工(排水工、押さえ盛土、排土工等)により対応することを基本とする。

ガイドライン等は以下のとおり策定する。

- ・対策工の選定に関する部分は、抑制工及び抑止工の双方を検討対象とする内容とする。

- ・対策工の設計及び発注、実施管理に関する部分は、抑制工を中心とし、抑止工については既存の資料を参照する等の簡便な形とする。

なお、経済成長等に伴い、抑止工の必要性が高まった場合には、方針変更についてJICAと協議すること。

#### (4) 業務の柔軟性の確保

業務の実施にあたっては、進捗状況及びアルメニア側の協議の結果を反映して、柔軟に業務内容を変更することが必要となる。

この趣旨を踏まえ、コンサルタントは進捗状況、アルメニア側の方針を把握し、必要に応じて、業務内容について、適宜JICAと協議すること。

#### (5) 短期専門家との役割分担

本プロジェクトでは、法整備等の分野で短期専門家を年1回程度、関係各省等から派遣することを計画している。同短期専門家は、主に下記6.(4)に関して技術的な観点からコンサルタントの活動を補完するとともに、コンサルタントの業務内容について助言を与えることとなっている。本業務にあたっては、短期専門家と必要な協議・調整を行うこと。

#### (6) 自立発展性の重視

本プロジェクトで供与する機材の選定にあたっては、故障が発生しにくい構造、修理が容易な機種、現地に代理店がある等の理由により、現地においてスペアパーツの調達が可能である等、プロジェクト終了後の維持管理・更新が容易な機種を選定することとし、機材の維持管理・更新についてアルメニア側に十分指導すること。また、既存の機材との整合性も確認し、機材の使用、維持管理・更新が容易に実施できるように配慮すること。

#### (7) 他案件で使用した機材の移管

開発調査「地すべり災害対策・管理計画調査」で使用した横ボーリング機材が都市開発省傘下の機関に保管されているが、本プロジェクトの効果的な実施のために当該機材を非常事態省に移管することとなっている。パイロット事業の実施等にあたっては、同機材も活用すること。

#### (8) カウンターパートへの技術定着の手法および確認方法

本プロジェクトは、共同作業やパイロット事業を通じてカウンターパートの能力向上

の観点から重視されるため、カウンターパートの能力向上を図ることから、プロジェクト実施期間中に、極力1名以上の専門家が現地に滞在する派遣計画とすること。また、プロジェクト・デザイン・マトリックス(PDM)を活用し、開始時及びJCC開催等のタイミングでプロジェクトの進捗を適時確認すること。

(9) ガイドライン等の作成方針

ガイドライン等の作成にあたっては、日本における「河川砂防技術基準」、「地すべり防止技術指針」、「地すべり監視体制構築の手引き」等の資料及び諸外国のガイドライン類を参照し、アルメニア国の実情に即して現地で入手可能な材料や施工機械、予算等の実情を考慮し、維持管理を考慮したガイドライン等となるよう留意する。

(10) パイロット事業の実施

目的等は以下の通り。具体的な実施にあたっては、内容をJICAと協議すること。

① 目的

WGが地すべり対策の計画策定、予算確保、対策工の実施、モニタリング等を実施することにより、知識及び技術を習得し、成果をガイドライン等作成に反映することを目的として、パイロット事業を実施する。

② 内容

対策工、モニタリング、避難計画の策定・住民への周知を実施する。

- ・ 対策工は、上記(2)に基づき、抑制工を実施する。具体的な工法は、対象箇所の現状、費用対効果等を勘案して決定することとするが、地表水排水工、地下水排水工のうち横ボーリング工及び集水井、排土工、押さえ盛土工のいずれかを想定している。最低1か所は横ボーリング工を含める。
- ・ モニタリングは、対策工の点検、観測、警戒避難対策等のための情報取得を目的として実施し、インターネットを利用したリアルタイム・システムによりMES機器管理センターに情報が送信される仕組みを構築する。モニタリングの方法は、「河川砂防技術基準」、「地すべり防止技術指針」、「地すべり監視体制構築の手引き」等を参照し、アルメニア国において持続的に実施可能な方法を選定する。
- ・ 避難計画の策定・住民への周知としては、本プロジェクトで整備する警戒避難対策に関するガイドライン等に基づき、避難場所の指定や避難計画の策定を行い、関係者に対する啓蒙や訓練を実施する。

③ パイロット事業対象箇所の選定

プロジェクト開始後に実施する既存の地すべり分布図・地すべり台帳・対策優先順位の更新を受け、2か所のパイロット事業対象箇所を選定する。

選定にあたっては、アルメニア側の要望、地すべり台帳の優先度評価の結果、裨益効果(対策によって被害が軽減する人数・資産規模等)、工事の許認可のプロセス、対策工の経費概算、対象自治体及び住民等関係者の対応能力及び協力体制、パイロット事業の成果の他地域への展開可能性等を考慮する。

家屋等の移設が発生する可能性がある場所や、工事により社会環境を大きく改変する可能性がある場所は、移設交渉や手続きに時間を要する可能性があるため予めパイロット候補地から除外すること。また、パイロット事業の実施にあたっては、JICA環境社会配慮ガイドラインならびにアルメニア国の環境社会配慮の手続に従った再確認を行うこと。

④ 規模

下記⑤のとおり、アルメニア側が対策工の実施に必要な横ボーリング用パイプ、施工要員等を負担することから、アルメニア側予算で対応できる規模で実施することとする。また、パイロット事業の成果を他地域への展開

することから、他地域においても実施可能な規模とすること。

⑤ 実施主体及び経費

アルメニア政府が直営で工事を実施することを前提とする。本プロジェクトで横ボーリング機材を供与し、アルメニア側がパイプ、施工要員等を負担する。コンサルタントはパイロット事業の計画時にアルメニア側の予算措置及び実施体制を確認する。

⑥ 施工監理

アルメニア側が直営で実施する対策工に関し、コンサルタントがアルメニア側に適宜助言を行う。

⑦ 維持管理

プロジェクト終了後もパイロット事業で実施した対策工が維持管理され、モニタリングが継続して実施されるための体制を整備すること。

(11) 合同運営委員会

プロジェクトの円滑な推進のため、合同運営委員会を年1回以上開催し、年間活動計画の承認、事業進捗の確認、モニタリング・評価、重要事項の議論を行うこととなっている。コンサルタントはJCC実施支援を行う。

(12) 広報活動

アルメニア国及び我が国の国民が本支援の意義、活動内容及び成果を理解するよう、効果的な広報に努める。プロポーザルにおいて、具体的な内容を提案すること。

(13) プロジェクトの運営指導調査

JICAは、プロジェクト実施中に進捗確認及び成果の評価を行う運営指導調査を最大2回実施する可能性がある。同調査の実施に際しては、業務に関連して作成した資料等を整理、提供すると共に、関係者のアポイント取り付け等、現地調査において必要な便宜供与を行うものとする。

## 6. 業務の内容

本業務の内容は以下を想定している。コンサルタントは、国内作業及び現地作業について、効果的かつ効率的な作業工程・方法をプロポーザルで提案する。

### 【第1年次：2014年7月～2015年7月】

(1) ワークプランの作成・協議

プロジェクトの全体像を把握し、本業務の基本方針・方法、業務工程計画などを作成し、業務計画書（和文）にまとめ、JICAに説明する。同業務計画書を基にアルメニア側関係者と協議・意見交換を行い、関係者と共有する。

アルメニア側との協議を踏まえてワークプラン（アルメニア語）を取りまとめ、関係者と合意する。

(2) WGが土砂災害管理の行政業務を行うために必要な技術・能力の向上

WGが土砂災害管理の行政業務を行うために必要な技術・能力を習得し、地すべり災害リスク軽減のための提言を行う。

具体的には、

- ① 既存の地すべり分布図・地すべり台帳・対策優先順位を更新する。「地すべり災害対策・管理計画調査」で策定した分布図、台帳、対策優先順位を基に、2006年度以降の調査結果、新たな地すべりの発生、対策優先の再検討結果等を反映する。また、新たな調査結果及び新たな地すべり発生に伴う対策優先

順位を見直す。

また、「地すべり災害対策・管理計画調査」で作成した台帳は、都市開発省、科学アカデミー地質科学研究所及び MES がそれぞれ更新していることから、全ての情報が MES に集約される仕組みを構築する。

- ② WG に対し、技術・能力の習得及び課題の整理を目的としたワークショップ（講義、協働作業、実地講習等）を行う。

ワークショップは合計 15 日程度とし、今後の対策にとっての先行事例となる我が国を含めた他国の取組を紹介し、関係者に技術の習得及び最新技術の把握をさせると共に、ワークショップでの議論を基にアルメニア側が関心を有している取組、技術を取りまとめる。

対象項目には、以下を含める。

ア) 技術の習得：地すべり災害管理情報の住民への提供、調査手法と結果の整理方法、安定解析手法、対策工の設計手法、

イ) 課題の整理：環境社会配慮（住民移転を含む）の実施、設計及び対策工の発注、対策工の実施監理。

ワークショップの対象は WG を中心としたプロジェクト関係者とし、参加者の日当の支払いは行わない。また、ワークショップ会場は先方機関の会議室を想定しており、会場借上げ費は計上しない。

安定解析手法のワークショップ前に、MES を含む地すべり対策事業担当省庁に対し、安定解析ソフトを 5 セット供与する。

- ③ 上記①及び②で抽出された課題を分析し、対応策を策定した上で、実施のための必要事項を提言としてまとめ、非常事態省大臣に提出する。

- (3) アルメニア国地すべり災害対策コンセプトに従い、主管省庁・担当省庁において地すべり災害に係わるモニタリング・事前対策・応急対策・恒久対策の実施体制整備を支援する

具体的には、パイロットサイトを 2 か所選定し、地すべり対策工及びモニタリングを実施する。また、パイロット事業からの教訓を反映し、地すべり対策の実施担当省庁が地すべり対策工の設計書及び発注書を作成する。

パイロット事業実施にあたる留意事項は 5. (10) のとおり。

- ① 地すべり対策モニタリング・横ボーリングの事業評価と計画・準備

ア) 対象サイトの選定：パイロット事業を実施する対象サイトを 2 か所選定する。選定の経緯、他候補地との比較等の根拠を明らかにすること。

イ) 調査ボーリング、土質試験及び孔内試験：対象サイトにおいて、調査ボーリング、土質試験及び孔内試験を実施し、必要な対策工の選定を行う。調査ボーリング、土質試験及び孔内試験は、再委託契約での実施を可能とする。

ウ) モニタリング機材を調達、対象サイトに設置し、地すべりの活動の観測及び非常事態省危機管理センターへのデータ送信を行う。モニタリング機材には、観測機材及びデータ送信機材を含める。

観測機材には、地表移動量、地中移動量、地下水位、雨量の観測を行う機材を含める。データ送信機材は、観測結果をリアルタイムで非常事態省危機管理センターが把握するために、インターネットを利用したシステムを構築し、対象サイトから非常事態省危機管理センターまでデータ送信を行う。

モニタリング機材の維持管理は MES が住民と協力して実施することから、維持管理が容易なものとする。また、将来的な他地域への展開のため、ソフトウェアを含む機材は、修正及び更新、展開が容易な仕様にする。

- エ) パイロット事業サイトにおいて、調査ボーリング、土質試験、孔内試験及びモニタリングの結果を基に対策工の設計を行う。設計はWGが主体となっており、安全性、費用及び維持管理、環境社会配慮に留意して行う。

【第2年次：2015年7月～2017年7月】

(4) ワークプランの作成・協議

プロジェクトの全体像及び進捗を把握し、業務の基本方針・方法、業務工程計画などを作成し、業務計画書（和文）にまとめ、JICAに説明する。同業務計画書を基にアルメニア側関係者と協議・意見交換を行い、関係者と共有する。

アルメニア側との協議を踏まえてワークプラン（アルメニア語）を取りまとめ、関係者と合意する。

(5) WGがアルメニア国地すべり災害総合管理計画を策定し、地すべり災害管理を行うためのガイドライン等（調査・評価・設計・発注・実施管理）を整備し、対策実施に係わる法令の整備のための支援を行う。

① モニタリング・事前対策・応急対策・恒久対策を網羅するアルメニア国地すべり災害総合管理計画を策定する

ア) アルメニアの既存の計画の内容を確認し、更新及び新たに作成が必要な計画を特定した上で、WGを中心に策定作業を進める。策定にあたっては、「地すべり災害対策・管理計画調査」で作成した「地すべり災害対策・管理マスタープラン」を参照する。

イ) 計画策定後、同計画に基づいて1年程度アルメニア側が地すべり災害管理を実施し、その活動結果を用いて、最終年度に計画を見直しする。

② WGが地すべり災害管理を行うための執務要領（ガイドライン等）を作成する。

ア) アルメニアの既存の地すべりに関する執務要領の内容を整理し、更新及び新たに作成が必要な計画を特定した上で、WGを中心に策定作業を進める。ガイドライン等は、台帳作成、判定、地質・土質調査、安定解析、工法選定、対策工の計画・設計、点検・観測、緊急時の措置、積算、仕様書作成、施工監理、対策評価、警戒避難対策、環境社会配慮（住民支援を含む）等を想定しているが、アルメニアの現状に応じて構成を変更すること。作成したガイドライン等は、パイロット事業の成果を踏まえて最終年度に見直しする。

イ) 地すべり対策を実施する省庁等において、ガイドライン等を活用するための講習及び指導を行う。

③ 法令・省令の整備

ア) 地すべりに関連する既存の法令等をレビューし、地すべり災害対策のために必要な法令・省令等を整理する。整理に際しては、危険区域指定の概念のあり方を含める。

イ) 担当省庁との協議を経て追加・修正が必要な法令・省令等の改訂作業を行う。作業はWGを中心として実施し、コンサルタントは技術面での助言及びドラフト作成の支援を行う。

(6) アルメニア国地すべり災害対策コンセプトに従い、主管省庁・担当省庁において地すべり災害に係わるモニタリング・事前対策・応急対策・恒久対策の実施体制を整備する。（継続）

① 地すべりモニタリングシステム（住民組織の協力を得た非常事態省による監視通報システムと危機管理センターからのリアルタイム・システム）の導入・運営



上記 (3) ①ウ) で設置したモニタリングに関し、以下を実施する。

ア) 住民の管理及び補修体制を構築する。また、維持管理にかかる必要な研修を MES 及び住民を含めた関係者に対して実施する。

イ) 地すべりの危険が生じた際には、非常事態省危機管理センターから住民に対して情報の提供を行うことが必要であることから、情報伝達の経路を確立する。また、将来的に他地域に展開することから、全国的に対応する場合の対応体制を検討する。

ウ) 住民を含めた関係者に対し、避難場所の指定、避難計画策定、関係者の役割分担を含めた伝達訓練を行う。

② 非常事態省に横ボーリング工を含めた施工技術の指導を行い、対策工の実施・維持管理を行う。

ア) 横ボーリング工に必要なボーリング機材の調達を行う。選定にあたっては、5. (7) で移管するボーリング機材との整合性、スペアパーツ入手、維持管理等を勘案する。

イ) 上記 (3) ①エ) で設計した対策工について、施工計画を策定し、対策工を実施する。

ウ) 対策工を実施後の維持管理及びモニタリングを行う。モニタリングには地表及び地中の確認並びに水質を含める。

③ ガイドライン等に従い、WG の指導・アドバイスを受け、対策実施担当省庁が地すべり対策工の設計書・発注書を作成する。

ア) 地すべり対策事業を実施する担当省庁においては、設計及び対策工を委託して実施するところ、上記 (5) ②で策定したガイドライン等に従い、地すべり対策事業を実施する担当省庁が地すべり対策工の実施及び発注を行うための設計書・発注書等を整備する。

イ) 作成した設計書・発注書等について、関係省庁への研修を実施する。

ウ) 作成したガイドライン等に基づき、関係省庁が対策工の設計を発注し、納品された設計書の確認を行った上で、対策工を発注する。コンサルタントは設計及び対策工の発注にあたり助言を行い、円滑に発注が実施されるように支援する。

エ) 上記の発注の成果を反映し、設計書・発注書の見直しを行う。

【第 1 年次：2014 年 7 月～2015 年 7 月】及び【第 2 年次：2015 年 7 月～2017 年 7 月】

(1) 国別研修の実施

我が国の土砂災害対策の現状を把握し、アルメニアの土砂災害防止することを念頭に、国別研修を毎年 1 回実施する。研修期間は 20 日間を基準とするが、プロジェクトの進捗等に応じて変更可能。3 年間で全 WG メンバー約 20 名を対象とすることを前提とする。

研修を企画、実施する際には、JICA と事前に協議し、詳細を確定する。

国別研修の詳細は、「コンサルタント等契約における研修員受入等業務実施ガイドライン」(2014 年 4 月) に従う。

(2) プロジェクトブリーフの作成

和文及び英文にて、プロジェクトの概要を伝える資料 (JICA プロジェクトブリーフノート) を毎年作成する。仕様は 2. (3) の通り。

(3) アルメニア国の国別防災台帳の更新

本プロジェクトで調査した内容を踏まえ、JICA が取りまとめている国別防災台帳 (和英) のうち、アルメニア国の情報を毎年 1 回更新する。

## 2. 成果品等報告書

### (1) 報告書

業務の各段階において作成する報告書等は以下の通り。本業務の成果品は業務完了報告書とし、活動によって作成された資料を添付する。

第1年次の成果品は2015年7月に提出する業務完了報告書とする。

	報告書名	提出時期	部数
第1年次 (2014年7月～2015年7月)	業務計画書 (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結 10 営業日以内	和文 3 部 CD-ROM 1 部
	Work Plan	2014年8月	アルメニア語 10 部
	業務進捗報告書	2015年1月	和文 10 部 アルメニア語 10 部 CD-ROM 1 部
	業務完了報告書	2015年7月	和文 10 部 アルメニア語 10 部 CD-ROM 1 部
第2年次 (2015年7月～2017年7月)	業務計画書 (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結 10 営業日以内	和文 3 部 CD-ROM 1 部
	Work Plan	2015年8月	アルメニア語 10 部
	業務進捗報告書	2016年1月 2016年7月 2017年1月	和文 10 部 アルメニア語 10 部 CD-ROM 1 部
	業務完了報告書	2017年7月	和文 10 部 アルメニア語 10 部 CD-ROM 1 部

各報告書の記載項目(案)は以下の通り。最終的な記載項目の確定にあたっては、JICAとコンサルタントで協議、確定する。

#### ① 業務計画書及びWork Plan 記載項目

- ・ 業務の概要(背景、経緯、目的)
- ・ 基本方針
- ・ 具体的な業務内容及びスケジュール
- ・ 実施体制
- ・ 要員計画

#### ② 業務進捗報告書及び業務完了報告書

- ・ 業務の概要(背景、経緯、目的)
- ・ 活動概要
- ・ パイロット事業の進捗
- ・ 業務実施運営上の課題・工夫・教訓(業務実施方法、運営体制等)
- ・ プロジェクト目標の達成度
- ・ 上位目標の達成に向けての提言
- ・ 案件実施スケジュール
- ・ 提案した計画の具体化に向けての提案
- ・ 当該分野における課題

- ・ 次期活動計画（進捗報告書のみ）
- ・ 添付資料（和文版の添付資料は英文でも構わない）
  - ア) 業務フローチャート
  - イ) 活動実施スケジュール（計画/実績）
  - ウ) 専門家派遣計画/実績（氏名、指導分野、派遣期間、業務概要等）
  - エ) 研修員受入実績（研修員氏名、研修分野、研修期間、研修先、研修概要等）
  - オ) 供与機材実績（機材名、機材到着日・検収確認日、設置場所、利用・管理状況等）
  - カ) パイロット事業進捗
  - キ) 技術協力成果品（各種要領最新版ドラフト）
  - ク) 合同調整委員会議事録等
  - ケ) 現地業務費実績（年度毎の金額実績、再委託業務の成果等）
  - コ) その他活動実績

報告書作成にあたっては、以下に留意する。

- ① 内容を的確かつ簡潔に記述し、必要に応じて図や表を活用する。また、アルメニア語版の作成にあたっては、ネイティブスピーカー等によるチェックを十分行う。報告書で使用する情報及びデータは出典を明記する。また、用いた通貨換算率と適応年月日及び略語表を目次の後に記載する。
- ② 業務完了報告書は製本し、その他の報告書等は簡易製本する。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様は「コンサルタント等契約における報告書等の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。
- ③ 報告書が特に分冊方式になる場合には、本編と例えばデータの根拠との照合が簡易に行えるように工夫を施す。
- ④ 先方政府との主な協議にかかる議事録を報告書に添付して提出する。その他、JICAが必要と認め提出を求めたものについて提出する。
- ⑤ 本業務の最終報告書は原則として公開予定であるが、非公開とすべき情報を含む場合は、JICAとの協議のもと、対象となる情報が非公開となる理由について明確にしたうえで当該部分を非公開情報として取り扱う。
- ⑥ 再委託契約によって実施した業務は、業務完了報告書提出時に現地再委託業務報告書を提出する。

## (2) モニタリングシート

アルメニア側関係機関及びコンサルタントが日常定期のモニタリングを着実に実施し、JICAを含めた関係機関に報告するため、JICA指定の様式を用いて定期モニタリングを実施し、結果を提出する。

## (3) その他の提出物

コンサルタントが作成する以下の資料を提出する。提出にあたっては、業務完了報告書に添付して提出すること。

- ① 情報収集、現状分析、課題分析結果
- ② ガイドライン等案/ガイドライン等
- ③ ワークショップ実施結果
- ④ 国別研修実施結果
- ⑤ 再委託契約の成果品（実施した場合）
- ⑥ プロジェクトブリーフ
- ⑦ 国別防災台帳

⑧ 議事録等

JCC 等、アルメニア国政府との協議概要を協議議事録 (M/M) に取りまとめ、JICA に速やかに提出する。また、JICA が開催する各種会議について、議事録案 (JICA が指定する様式) に取りまとめ、会議開催後 3 日以内に JICA に提出する。

⑨ 先方政府への提出文書

同国政府に文書を提出する場合には、その写しを速やかに JICA に提出する。

⑩ 収集資料

業務終了時に、収集資料及びデータ並びにリスト一式 (JICA 図書館の定型様式) を提出する。

⑪ その他

上記提出物の他、JICA が必要と認め、書面により報告を求める場合には、速やかに提出する。

<JICA プロジェクトブリーフノート仕様>

第 1 期、第 2 期、第 3 期及びプロジェクト終了時までの活動の進捗状況に沿って作成する。プロジェクト終了時のものは先方政府ならびに JCC への説明および内容に関する協議を行い、協議結果を踏まえ JICA プロジェクトブリーフノートを修正する。なお、JICA プロジェクトブリーフノートの内容及び留意点は以下の通りとする。

JICA プロジェクトブリーフノートの基本コンセプト

- (1) プロジェクトのエッセンスを全て取り込み、簡潔な文書とする (プロジェクトの背景と問題点→問題解決のためのアプローチ→アプローチの実践結果→プロジェクト実施上の工夫・教訓)
- (2) プロジェクトの最初から 1 年毎に内容を更新し (第 1~3 年次、最終)、プロジェクト終了時は最終結果までを含むようにする
- (3) 図表を多く取り入れて分かりやすくする
- (4) カラーにして見た目にも美しくする
- (5) 日本語、英語の両方で作成

和文・英文共に A4 版 8 枚程度とし (第 1 期、第 2 期のものについては適宜分量を減らす)、図表、写真を取り入れて分かりやすくプロジェクトの内容を説明する。

項目立ては基本的に「1. プロジェクトの背景と問題点」「2. 問題解決のためのアプローチ」「3. アプローチの実践結果」「4. プロジェクト実施上の工夫・教訓」の 4 段落の構成とする (最後にプロジェクト実施期間を明記)。また、本文終了後に参考文献のリストを添付する。1 ページ目はタイトル (タイトルの左下に JICA のロゴ)、写真、対象地域地図で半ページを使用し、その後本文を記載する。本文は 2 段組みとし、日本語版のフォントに関しては、タイトル見出しのフォントは MS ゴシック (太字) で大きさは 16、タイトル上の「JICA プロジェクトブリーフノート」の文字、副題及び作成年月は MS ゴシックで大きさは 10.5 とする。4 段落それぞれの項目のタイトルは MS ゴシックで大きさは 12 とし、本文は MS 明朝で大きさは 10.5、日本語本文中の英語は Times New Roman で大きさは 10.5 とする。

英語版のフォントに関してはタイトル見出しのフォントは MS ゴシック (太字) で

大きさは16、「JICA PROJECT BRIEF NOTE」の文字、副題及び作成年月はMSゴシックで大きさは10.5とする。4段落それぞれの項目のタイトルはMSゴシックで大きさは12とし、本文はTimes New Romanで大きさは10.5とする。

その他、詳細に関しては特に規定しない。

「JICA プロジェクトブリーフノート」の作成に際して使用した写真、図等を利用してプレゼンテーション用のパワーポイント資料を作成する（詳細は自由）。

### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 業務の工程

2014年7月中旬に業務を開始し、以下の2期間に分けて実施することにより、36か月後の終了を目途とする。

- (1) 第1年次：2014年7月中旬～2015年7月中旬
- (2) 第2年次：2015年7月中旬～2017年7月中旬

#### 2. 業務量の目途及び業務従事者の構成(案)

##### (1) 業務量の目途

- ① 全体：約70.5MM
- ② 第1年次：約25.00MM

##### (2) 業務従事者の構成(案)

業務従事者の構成(案)は以下の通り。なお、業務の内容及び工程を考慮の上、より適切な業務従事者の構成がある場合は、プロポーザルで提案すること。また、記載の格付は目安であり、以下の格付を超えた格付の提案も認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- ① 総括/地すべり対策 (2号)
- ② 地すべり調査・解析・モニタリング (3号)
- ③ ボーリング技術
- ④ システム構築
- ⑤ ガイドライン・法令・省令整備

#### 3. アルメニア国からの便宜供与

非常事態省内に4名程度が執務可能なスペース及び机等が準備される予定。

#### 4. 配布資料/閲覧資料

配布資料：本案件の詳細計画調査報告書(案)、JICA定期モニタリング様式

閲覧資料：開発調査「アルメニア国地すべり災害対策・管理計画調査」(2004～2006年)はJICA図書館(<http://libopac.jica.go.jp/top/index.do?method=open>)を参照のこと。

#### 5. 現地再委託または現地雇人

必要に応じて、「地すべり分布図・地すべり台帳・対策優先順位更新」及び「調査ボーリング、土質試験及び孔内試験」について、現地再委託または現地雇人による作業を可能とする。コンサルタントの十分な指導管理の下で行うこと。なお、本経費については本見積りに含めることとする。

現地再委託の場合は、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に基づき選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き(見積書による価格比較、入札による選定等)、価格競争への参加を想定している現地業者の候補者名及び現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

#### 6. 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICAウズベ

キスタン事務所から十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方で活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

#### 7. 通訳

必要に応じて複数名の通訳を備上可能とする。

#### 8. 安定解析ソフト

別見積とする。解析機能、対策工の検討機能を有する安定解析ソフトの英語版を5セット積算する。

実際の調達にあたっては、アルメニアの既存の機材、安定解析の方法等を勘案し、先方機関及び JICA と協議の上で、適切な安定解析ソフトを選定する。

#### 9. モニタリング機材

別見積とする。(3) ①ウ) のモニタリング機材について、雨量計を除く観測機材は4セット、雨量計及びデータ送信機材は2セットを積算する。

実際の調達にあたっては、パイロット事業対象箇所の現状、適切なモニタリング方法等を勘案し、先方機関及び JICA と協議の上、モニタリング機材を選定し、台数を決定する。

#### 10. ボーリング機材

別見積とする。30mの横ボーリングによる地下水排水工が可能なロータリー・パーカッション・ボーリング機材1台及び付属品を積算する。スペアパーツは最低限の数量とする。

実際の調達にあたっては、既存の機材との整合性、スペアパーツの入手可能性、保守体制等を勘案し、機材を調達する。

#### 10. 複数年度契約

本調査においては、年度をまたがる契約（複数年度契約）を締結することとし、年度をまたがる現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても、年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

以上